平成２４年（フ）第６７４０号
大阪府東大阪市西岩田３－３－52－910号、住民票上の住所大阪府八尾市泉町１丁目72番地
破産者　家村木工こと　家村　平治
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６６号
大阪市北区天満２丁目２番15号　フロンティア天満301号室
破産者　平松　友親
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０５号
大阪市城東区諏訪４丁目22番14号
破産者　桃原　浩史
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７７号
大阪市中央区農人橋３丁目１番10号
破産者　柴田　能明
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６９号
大阪府高石市取石７丁目12番１－201号
破産者　池側　宮子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６５号
大阪府大阪狭山市半田３丁目1753番地、前住所大阪府大阪狭山市大野台１丁目16番８号
破産者　ホリセン商会こと　堀端　亨
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６８号
堺市中区東山1073番地
破産者　岡本　順子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１９２号
堺市中区深井東町3136番地　フルーリ深井607号
破産者　福間美沙緒（旧姓飛田）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２９９号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地１号棟612号室
破産者　武田　雅之
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
大阪府泉佐野市松原１丁目４番１号
破産者　勝元貴美子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
大阪府泉佐野市高松東１丁目９番28号、住民票上の住所大阪府松原市高見の里３丁目９番21号
破産者　勝元　七絵
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８７４号
神戸市垂水区向陽３丁目２番15号　平井文化205号、従前の住所神戸市垂水区青山台１丁目１番20―102号
破産者　内原　宜典
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８１号
神戸市中央区北長狭通６丁目１番８―304号
破産者　ジャガルチこと浅野允禎こと　崔　允禎
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５９号
兵庫県川西市東畦野山手１丁目１番４号
破産者　石川加代子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６２号
兵庫県宝塚市口谷東３丁目８番８―102号
破産者　内田　孝
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４０１号
兵庫県伊丹市千僧３丁目35番地ハイツマエダ303号
破産者　多幸楽こと　出島　啓子（旧姓石橋）
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１１５号
兵庫県西宮市門戸東町１番52―308号、前住所京都府亀岡市南つつじヶ丘桜台５丁目15番１号
破産者　小西　修生
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２８号
兵庫県尼崎市北大物町27番５号　小西マンション302
破産者　藤林　孝治
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８４号
兵庫県尼崎市西大物町12番55―3107号、前住所兵庫県尼崎市西長洲町２丁目８番27号
破産者　今井洋一郎
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係